

現役並み所得者を除く70～74歳（高齢受給者の医療費の窓口負担は、平成20年4月から2割負担に引き上げられることとなっていましたが、1年間は1割負担のまま据え置かれていました。今回それがさらに延長され、平成22年3月31日まで1割負担のままとなります。このため、4月から高齢受給者が変わります。新しい高齢受給者証は3月末までに郵送します。

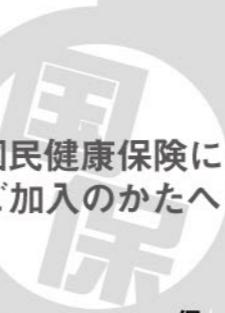
「高齢受給者証」をお持ちのかた

今お持ちの国民健康保険証（緑色）の有効期限は3月31日です。新しい保険証（桃色）は3月末までに簡易書留にて郵送します。保険証がお手元に届かず、役場に保管されている場合がありますので、ご不明な場合はご連絡ください。

国民健康保険証の切り替え時期です



国民健康保険税の年金天引きについて



平成20年4月から国の医療制度改革により、国民健康保険に加入する65～74歳の人を対象に年金から保険税を天引きしています。

【特別徴収（年金天引き）の対象者】

次のすべてに該当する人。
①世帯内の国民健康保険加入者全員が65～74歳の場合（世帯主が国保加入者の人）
②すでに介護保険料が年金から天引きされている65歳以上の人（年額18万円以上の年金受給者の1回当たりの合算額が、年金額の2分の1を超えない人）
③国民健康保険税と介護保険料の1回当たりの合算額が、年金額の2分の1を超えない人

①～③すべてに該当する人が「特別徴収（年金天引き）」の対象となります。が、平成21年4月から2022年3月までに延長され、平成22年3月31日まで1割負担のままとなります。それ以外の人は「普通徴収（口座振替納付書で納める方法）」となります。特別徴収と普通徴収の違いは下の表をご覧ください。

徴収の種類	年金からの天引き 「特別徴収」	個別に納付書などで納める 「普通徴収」
通知書等	4月上旬に「仮徴収通知書」 7月中旬に「本徴収通知書」 が届きます	7月中旬に「通知書」が届きます
開始時期	4月	7月
納付方法	年6回（4・6・8・10・12・2月） 年金からの天引き	年8回（7月～翌年2月） 納付書または口座振替

*「特別徴収」の対象者は、希望により口座振替での納付も可能です。

問 福智町役場 住民課保険係
☎ 0947-22-0520
赤池支所保険福祉係
☎ 0947-22-7761
方城支所保険福祉係
☎ 0947-22-7004

こんな時は届け出してください

■退職して健康保険がなくなったとき

必要なもの▶加入していた健康保険の喪失日がわかる書類、印鑑、本人確認書類

■就職して新しく健康保険証ができたとき

必要なもの▶新しい健康保険証、それまで加入していた国民健康保険証、印鑑

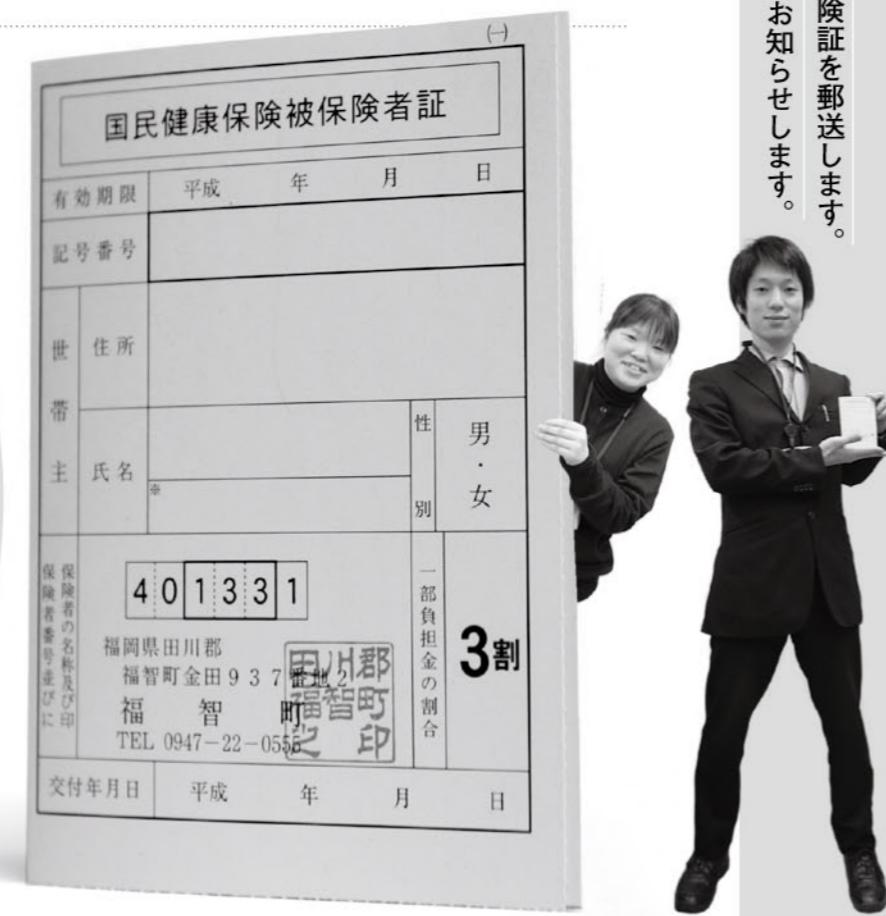
■転居などで世帯に変更があったとき

必要なもの▶国民健康保険証、印鑑

■国民健康保険証が複数必要なとき

※学生や施設入所で保険証が複数必要なときは、届け出により保険証が別に交付されます。

必要なもの▶新しい保険証（桃色）、在学証明書（または学生証）や施設入所証明書、印鑑



問 福智町役場 税務課収納対策係
☎ 0947-22-7762（内線261）

税の公平性

The equitability of the tax

納期限内に税を納付された人と納付されなかつた人の不公平をなくし税の公平性を保つため、また行政サービスの財源を確保するために、町では法律に基づき滞納処分を行っています。

自主納付

Voluntary payment

納税本来の姿は、定められた納期限までに自主的に納付していただくものです。町税を滞納すると納税の催告のための費用がかかり、納付していただいた町税を有効に活用することができません。納期限内の自主納付にご協力ください。

滞納処分

Disposition for failure to pay taxes

文書や電話、訪問による再三の催告にもかかわらず納税相談や納付がないときは、法律に基づき大切な財産（不動産・動産・債権（給料・生命保険など））を差し押さえし、換価して滞納町税にあてます。



納期限を過ぎると…

Q 税の滞納Q&A

できる財産には不動産・動産・債権（給料・生命保険など）があります。

A 次の4つをご確認ください。
①領収書に記載されている税目、期別などが督促状のものと一致していますか。

②納期限までに納付していただけましたか。納税者が金融機関などの窓口で町税を納付してからその収納確認ができるまで、銀行ではおよそ1週間、郵便局では7～30日を要します（納付場所によって異なります）。また督促状を印刷して発送するには4～5日を要します。その結果、督促状が行き違いで届いてしまう場合があります。正しい納付書で納付していましたが届いてしまったか。年度の途中で税額を変更し、あらためて納税通知書をお送りしている場合があります。

④納付誓約を交わしているかたに對しても督促状が発送されます。正しく納付書で納付していましたが届いてしまったか。年度の途中で税額を変更し、あらためて納税通知書をお送りしている場合があります。

A 「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならぬ」と法律（国税徴収法第47条）で定められています。したがって財産の差し押さえは、本人の承諾の有無にかかわらず実施されることになります。税金を納められない事情がある時は、税務課までご相談ください。

A 納期限を過ぎて未納となつている税金や滞滞金がある場合は、そちらに充当されますが、それ以外はご指定の金融機関等口座に振り込みさせていただきます。税務課までご連絡いただき、ご希望の振込先口座をお知らせください。

Q 町税を二重に納付してしまったのですが、納めすぎた税金はどうなりますか。

A 納期限を過ぎて未納となつている税金や滞滞金がある場合は、そちらに充当されますが、それ以外はご指定の金融機関等口座に振り込みさせていただきます。税務課までご連絡いただき、ご希望の振込先口座をお知らせください。

Q 現在町税を滞納していますが、私の承諾なしで財産を差し押さえられました。このようないことが許されるのですか。

A 現在、事情があつて町税を滞納しています。このまま納めないとどうなりますか。

A 税負担の公平性維持などの観点から、やむを得ず財産の差し押さえをすることとなります。至急ご相談ください。なお差し押さえ→

保険証の切り替え時期になりました。3月末までに桃色の新しい保険証を郵送します。

